

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の全部を改正する条例要綱案および 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画原案に対する意見・情報の募集について

地球温暖化その他の気候変動への対処は、私たち一人ひとりにとって避けることができない喫緊の課題であり、急速に進行する地球温暖化は豪雨や猛暑のリスクをさらに高めるなど、その状況はより厳しさを増しています。琵琶湖や県民生活にも気候変動の脅威が差し迫る中、本県では、温室効果ガスの排出量を令和32年(2050年)までに実質的にゼロ(CO₂ネットゼロ)とする目標を掲げました。その目標の達成に向けて、再生可能エネルギーの拡大や省エネルギーの推進などの取組を通じて地域の持続的な発展を目指す「CO₂ネットゼロ社会づくり」を進めていく必要があります。

このような理由から、「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」を「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」に改めるため、その要綱案を取りまとめるとともに、「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」を策定することとしました。

これらの条例要綱案および計画原案について、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づいて、次のとおり公表するとともに、県民の皆様からのご意見・情報を募集します。

1 公表する資料

(1) 条例要綱案

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の全部を改正する条例要綱案

【参考資料】

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の全部を改正する条例要綱案(概要)

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の全部を改正する条例要綱案(参考資料)

(2) 計画原案

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画原案

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画原案(概要)

2 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載するほか、CO₂ネットゼロ推進課(県庁新館2階)、県民活動生活課県民情報室(県庁新館2階)、合同庁舎行政情報コーナー、県立図書館および県立大学に資料を備え付けます。

《ホームページ掲載アドレス》

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/322381.html>

3 募集期間

令和3年12月16日(木)から令和4年1月16日(日)まで(必着)

4 ご意見・情報の提出方法および提出先

次のいずれかの方法で、CO₂ネットゼロ推進課までご提出ください。

(1) しがネット受付サービスからの応募(以下のアドレスまたはQRコードからアクセス)

条例要綱案

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/netzero-jourei>



計画原案

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/co2net0-plan>



- (2) 電子メール teitanso-iken@pref.shiga.lg.jp
- (3) 郵送 〒520-8577 滋賀県 CO₂ ネットゼロ推進課（住所は省略できます）
- (4) ファックス 077-528-4808

5 その他

- (1) ご意見を提出いただく様式は任意としますが、必ず住所、氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）、電話番号を（4(1)または(2)の方法で提出する場合は、併せてメールアドレスも）明記してください。ご意見・情報以外の内容は公表しません。
- (2) ご意見・情報は、日本語で提出してください。
- (3) 電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。
- (4) 電子メールで送付される場合は、ファイルの添付を行わず、メール本文に記載してください。
- (5) お寄せいただいたご意見は、これに対する本県の考え方を整理した上で公表します。個々のご意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。